

A 様

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	大 澤 和 士
同	福 本 富 夫
同	しらくに 高 太 郎

自衛隊への住基 4 情報提供に関する住民監査請求について（通知）

令和 5 年 12 月 22 日付けをもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり却下することに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

令和 5 年 12 月 22 日付けをもって受け付けた措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

1 請求の要旨

神戸市は令和 2 年 4 月以降、自衛隊兵庫地方協力本部（以下単に「自衛隊」という。）からの依頼があるごとに、募集対象者情報として、毎回、18 歳及び 22 歳に達する者の氏名、住所、生年月日及び性別（以下「住基 4 情報」という。）を CD-R に記録して、本人の同意なしに自衛隊に提供してきた（以下「住基 4 情報提供行為」という。）。

神戸市は、住基 4 情報提供行為は、令和 5 年 3 月 31 日廃止前の神戸市個人情報保護条例（以下単に「個人情報保護条例」という。）第 9 条第 1 項第 1 号、自衛隊法第 97 条第 1 項及び同法施行令第 120 条に該当する、と主張してきている。

しかし住基 4 情報は、憲法第 13 条によって保障されているプライバシー権の保障の

対象として保護されるべき情報であり、これを提供することはプライバシー権の制限となるところ、自衛隊法第 97 条第 1 項及び同法施行令第 120 条は、憲法で保障されたプライバシー権を制限する根拠法令とはなり得ない。

また、神戸市による住基 4 情報提供行為の態様は、個人情報保護条例で定められた個人情報保護審議会での審議を経ていないなど、その提供を決定した手続、提供方法、自らの住基 4 情報の提供を希望しない市民からの申出による情報提供除外制度を設けていない点などにおいて、他の自治体と比較しても全くプライバシー権への配慮を欠いた態様となっている。

したがって、神戸市において行われている住基 4 情報提供行為は、憲法第 13 条、住民基本台帳法第 11 条第 1 項及び個人情報保護条例に違反して違法である。

そこで、住基 4 情報提供行為のうちで、次に掲げる財務会計上の行為に対して監査請求をする。

神戸市が令和 5 年 1 月 26 日付で、出生の年月日が平成 13 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までの男性及び女性に係る住基 4 情報 14, 116 件を CD-R 1 枚に複写して自衛隊へ提供した行為に係る以下の財産処分及び公金支出

(1) 当該提供行為に使用した CD-R を交付することでの財産処分

(以下「本件 CD-R 交付」という。)

(2) 当該提供行為に使用した CD-R 購入のための公金の支出

(以下「本件 CD-R 購入」という。)

(3) 当該提供行為のために住民基本台帳から対象となる住基 4 情報を抽出、整理、自衛隊への情報提供のための記録媒体への入力、同記録媒体の自衛隊への提出など住基 4 情報を提供するための一連の作業のために要した職員の勤務時間に相当する給与の支出（同一連の作業のために必要となった時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、出張手当、旅費などの支出も含む）

(以下「本件給与支出」という。)

(4) その他、住基 4 情報提供行為のために行われた財産処分及び公金の支出

(以下「本件その他支出等」という。)

2 求める措置

上記財務会計上の行為により発生した損害の回復のため、同損害額を神戸市長に賠償させることを求める。

第 2 却下する理由

1 本件 CD-R 交付について

本件 CD-R は、地方自治法第 239 条第 1 項の「物品」であり、同法第 237 条第 1 項

の「財産」に該当し、それを自衛隊に提供する行為は形式上は「処分」に該当するものである。しかし、住民監査請求の対象となる「財産の取得・管理・処分」とは、当該財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全等を図る財務的処理を直接の目的とする行為をいうものである（最高裁平成2年4月12日判決参照）。

これを本件CD-R交付について見ると、当該交付は当該CD-Rに保存された住基4情報を提供するという目的のためになされた行為というべきであって、CD-Rそれ自体の物品としての財産的価値、つまり自動車や絵画等のように換価すればいくらになるかというような価値に着目し、その価値の維持、保全等を図る財務的処理を直接の目的として行われたものであるとは認められないことから、財務会計上の財産管理行為に該当するものではない。

2 本件CD-R購入について

(1) 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為は神戸市に損害を生じさせるものに限られるところ（最高裁昭和48年11月27日判決参照）、CD-Rはデータを保存するための汎用の記録媒体であり、記録できるデータの種類の制限は存在せず、購入後に必要に応じて随時使用することができることから、それを通常の対価で購入しておくことは神戸市に損害を生じさせるものではなく、このことは、購入後に記録したデータの内容によって変わるものではない。

請求人は、CD-Rの購入後の使用方法を問題としているだけであって、購入時に不当に高額な対価で購入したとは主張しておらず、神戸市に損害が発生したことを示していることにはならないため、本件CD-R購入行為は住民監査請求の対象になるとは認められない。

また、一般的に、汎用品の購入が違法となることはなく、本件CD-Rの購入が違法となるだけの特段の事情は示されていない。

(2) また、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為は、監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為を他の事項から区別して特定して認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し（最高裁平成2年6月5日判決参照）、行為の時期が個別的、具体的に摘示されることによって、住民監査請求が地方自治法第242条第2項本文の期間内に行われたものであるかを検討することが可能となる。これを本件CD-R購入について見ると、請求人は当該購入の時期を何ら示していないため、「他の事項から区別して特定して認識できるように個別的、具体的に適示」しているとは認められない。

(3) 請求人に対しては、当該購入の時期を可能な限り特定し、当該購入時期が措置請求書提出の1年より前であれば、当該購入時期から1年を経過して措置請求書を提出したことについての理由を記載するよう、措置請求書の補正を求めたが、それに対する回答は「既に特定可能な範囲で特定している」という趣旨のものであり、何ら時期を特定するものではなかった。

住民監査請求が適法となるためには法定の期間内に行われたものであることが必要となるため、請求人が措置請求書に添付した事実証明書の中に「令和5年1月26日付の…情報提供のための記録媒体作成に要した公費支出額…の分かる公文書」を神戸市に対して公開請求した書類、及び自衛隊に当該記録媒体を提供した部署は地域協働局区役所課であることが分かる書類が含まれていたため、同課に対し本件CD-Rの購入時期について照会を行ったところ、当該購入にかかる公文書は保有年限である5年が経過して既に廃棄しており、購入時期は不明である旨の回答があった。

これによれば、本件CD-Rの購入時期は本件住民監査請求の5年以上前となり、請求人は、本件CD-R購入の時期から1年以上を経過して措置請求書を提出していることになるが、地方自治法第242条第2項ただし書の正当な理由について主張しないため、本件CD-R購入に関する監査請求は監査請求期間を経過している点でも不適法である。

3 本件給与支出について

- (1) 神戸市は、在籍している職員に対して、毎月の所定日に、神戸市職員の給与等に関する条例に基づいて当月分の給与を支給しなければならず（給与支給日から当月末までの給与は前払いしなければならない。）、職員が行った当月の職務の内容を法的に評価した上で当月の給与を支給するものではない。実際に職務が遂行されているのに、その職務の内容に対する法的評価によって、給与の支給を行わないことが可能となるものとは解されず、上記条例に基づいて給与が支給されておれば、財務会計法規上の義務等に違反していることにはならないし、神戸市に給与相当額の損害を与えたことになるものでもない。請求人は、本件給与支出が上記条例に違反していることは何ら指摘しておらず、本件給与支出が違法であることやそれによって神戸市に損害が生じたことは何ら示されていないため、本件給与支出は住民監査請求の対象とはならない。
- (2) また、地方自治法第242条第1項は財務会計上の行為に限って住民監査請求を行うことを認めているところ、職員が行った非財務会計行為に違法があったことを理由として当該職員に対する給与の支出を住民監査請求の対象とすることができることにしてしまうと、非財務会計行為であっても必然的に給与の支出を伴うことになることから、結果として職員の行為による広範かつ多岐にわたる行政作用全般を住民監査請求の対象とすることができることとなってしまう、住民監査請求の対象を財務会計上の行為に限定した地方自治法第242条第1項の趣旨が没却されることになる。職員が行った非財務会計行為の違法を理由として当該職務に対する給与の支出を住民監査請求の対象とすることは、地方自治法第242条第1項が認めているとは解されない。

4 本件その他支出等について

本件その他支出等については、具体的な行為は何ら記載されておらず、補正の依頼に対しても補正は行われなかったため、これに係る請求も不適法である。

5 まとめ

以上のとおり、本件CD-R交付、本件CD-R購入、本件給与支出及び本件その他支出等は、いずれも住民監査請求の対象となるものではないし、本件CD-R購入については住民監査請求を行うことができる期間を経過している。

以上によって本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので却下する。